

令和4年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年6月6日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（11名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 欠席議員（1名）

8番 井上 卓也

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	仲村 佳真	税 務 課 長	福 田 善 行
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中原 潤	子育て支援課長	中 尾 歩 美
住 民 課 長	関口 修	都市建設部長	上 田 俊 雄
建設農林課長	手塚 仁	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	松 岡 洋 右

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 13番 奥村議員

1. 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り支援について

- (1) 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守りのためのセンサー設置に対する支援について。

〔2〕 1番 溝部議員

1. 学校施設におけるトイレ環境の整備について

- (1) 今年度の洋式化計画について。(学校施設は避難所にもなる施設です。どのように計画をされているのか。)
- (2) 乾式清掃床の推進について。

2. 町税の適正課税について

- (1) 償却資産について。
- (2) 今後のとりくみについて。

〔3〕 12番 木澤議員

1. 新型コロナウイルス感染予防対策について

- (1) マスクの着脱に対する町の見解と町民への周知について。
- (2) マスクの着脱に対する教育委員会の見解と子どもたちへの対応について。
- (3) 奈良県内における感染者や濃厚接触者等の隔離体制の実態と必要待機日数等の判断や対応について。

2. パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

- (1) 制度に対する町の見解について。
- (2) 性的マイノリティの方々への理解を深め・広げるためには、まず公である町が理解を示し制度を導入するべきだと考えるが、町の見解は。

3. 町営住宅の家賃について

- (1) 新型コロナ支援の給付金・協力金などが収入に加算され、公営住宅の家賃が上がるといったことが全国的に問題視されています。政府の見解では「持続化給付金等を(公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例)における一時的な収入に該当するものとして取扱いをするかどうか

かは公営住宅の事業主体の判断」だとしており、当町の実態と町の見解についてお尋ねします。

4. 夜間や休日など閉庁時の対応について

- (1) 災害や住民からのSOSなど、夜間や休日でも対応が求められる業務にはどのようなものがあり、現在、町としてどのように対応しているのか。
- (2) その際、マニュアル化や組織体制が確立されているものとされていないものがあると思うが、どのように整理・把握されているか。

〔4〕 2番 齋藤議員

1. 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備について

- (1) 民生委員・児童委員の活動をPRされ、必要な方に支援が届く対策について。
- (2) 民生委員・児童委員の活動を支援する行政としての仕組みづくりについて。
- (3) 民生委員・児童委員と情報を共有する仕組みづくりについて。

2. 文化遺産の保存・活用について

- (1) 県や町指定文化財の保存・活用について。
- (2) 斑鳩町文化財保存活用地域計画の策定について。
- (3) 長い間地域で受け継がれてきた未指定の文化財の保存・活用について。

3. 大災害発生時の受援体制について

- (1) 大災害発生時の受援体制として提携や協定の件数と内容について。
- (2) 斑鳩町の受援を受ける体制について。
- (3) 斑鳩町受援計画の策定について。

4. 下水道事業の財政健全化について

- (1) 下水道接続件数の増加対策と今後の接続見込みについて。
- (2) 一般財源から下水道事業への繰り入れ減少に向けてのとりくみについて。
- (3) 下水道事業の奈良県域一体化の進捗状況について。

〔5〕 6番 大森議員

1. 保、幼、小、中学校のプール授業について

- (1) プール授業をどうするのか。コロナ禍でどうやってしていくのか。

2. 町民プールについて

- (1) 町民プールの現状について。
- (2) 来年度以降の運営について。

[6] 11番 濱議員

1. 町民にも観光客にもやさしい街づくりを

- (1) コロナ禍での外出規制が緩和の方向に動きつつあります。国内外からの観光客の増加を待ち望むのは日本に限らず、全世界の共通の願い・希望です。
 - ①感染予防対策が一定定着してきましたが、公共施設や町内の公衆トイレなどの設備について現況はいかがですか。
 - ②散歩やスポーツ、街歩き等で利用するトイレについて、衛生面での清掃や設備（洋式化率も）、管理、多目的トイレの設置の現況はいかがですか。
 - ③町内の個人経営等の飲食店や物産店のバリアフリーや車いす対応のトイレの設置についての現況はいかがですか。
 - ④高齢の方や身体の不自由な方の外出や観光に際して、安心なトイレ環境は何よりも必要要件です。設備充実に対しての町の見解はいかがですか。

2. ジェンダー平等社会実現の第一歩「性教育」について

- (1) 義務教育での「性教育」の実状はいかがですか。また就学前や家庭での対応等への支援についてのとりくみをお聞きます。
- (2) 教職員の研修等の実施と保護者との連携のとりくみはいかがですか。
- (3) 校則やそれに準ずるもので制服（下着・靴下・靴等を含む）持ち物（学用品・水筒・ハンカチ等を含む）の制限はありますか。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

なお、井上議員から、欠席の通告を受けています。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

一人暮らしや高齢世帯の見守り支援についてでございます。2020年の国勢調査では、一人暮らしが世帯全体の38%を占め、単身高齢者は2015年の調査より13.3%増の671万6,806人に増えました。日本全体で世帯の単身化が一段と進んでおります。家族のあり方も多様化し、そのことを踏まえた介護のあり方、まちづくり、セーフティネットの構築が急務となっております。

先日、住民の方から相談とご要望をいただきました。ご近所の方が自宅の2階で倒れ、数日間動けない状態だったとのことでございます。郵便受けに新聞がたまっている。雨戸がずっと閉められたままである。異変を感じ連絡が取れないことを心配したご近所からの連絡で駆けつけた親族に発見され、病院に救急で運ばれました。幸い命に別状がなかったことは本当によかったと住民の方は安堵されながら、自分も他人事ではない。高齢になって一人暮らしでいつ体に不調があるか分からない。離れて暮らす家族にはすぐには来てもらえないし、安心して生活を送れる方法はないものか、とのご相談でした。

そこで、斑鳩町での一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯数をお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 改めましておはようございます。

斑鳩町における一人暮らし高齢者の人数、また、高齢者のみの世帯数についてのご質問でございます。令和2年度に実施をされました国勢調査の数字となりますが、一人暮らし高齢者の人数につきましては1,331人、高齢者世帯数につきましては1,891世帯、3,782人となっております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。今、部長のほうからご答弁いただきましたように、一人暮らしの高齢者の方の人数は1,331人で、高齢者のみの世帯数については1,891世帯、3,782人ということで、大変大きな数字だと感じております。斑鳩町では、在宅のおおむね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯に属する方などで本人の心身の状況を確認する中で、日常生活上の安否を確認する必要があると認められた方を対象に、日常生活を支援するサービスが提供されております。

ひとつ目に、愛の訪問サービス事業、居宅に乳酸菌飲料を配布することにより、高齢者の健康の向上と安否を確認し、健康状態に異常があったときは関係機関に連絡を行います。二つ目には、軽度生活援助事業。これは軽度生活援助員を派遣して、外出時の援助、食事、食材の確保と軽易な日常生活上の援助を行います。三つ目には、訪問、理美容サービス事業。先の二つと同様の状態で、なおかつ理美容院へ出向くことが困難な方、年2回まで無料です。四つ目に、緊急通報装置設置事業。救急事態が発生したときに、速やかに安全を確保するため、緊急通報装置の設置を行います。五つ目に、老人日常生活用具給付事業。要介護3以上で認知症や防火等の配慮が必要な方に火災報知器や電磁調理器の給付を行います。

ここで、お伺いをいたします。それぞれこのサービスをお受けになっておられる方は何人いらっしゃいますでしょうか、お願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 町が実施をしております一人暮らし高齢者や高齢者世帯へのサービス等の利用人数についてのご質問でございます。

各サービスの利用人数は直近で把握をしております人数として、令和4年4月末現在の利用人数でお答えをさせていただきます。また、老人日常生活用具給付事業につきましては、令和3年度の実績でお答えをさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。まず、愛の訪問サービス事業につきましては57人、軽度生活援助事業につきましては30人、訪問理美容サービス事業につきましては21人、緊急通報装置設置事業につきましては160人、そして、老人日常生活用具給付事業につきましてはおひとりのご利用となっているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。高齢者見守りサービスには次の三つがあります。ひとつには、社会的な孤立の防止を目的とした高齢者の自宅を定期的に訪問して、異変や困っている方がないか、ことがないか、それを確認するサービス。

二つ目には、認知症のある方の徘徊への対応を目的としたGPS機能によって高齢者の居場所を検知して緊急通報するサービス。三つ目には、転倒や急変時の救援を目的としたセンサー等によって、高齢者の異変を検知して緊急通報するサービス、この三つです。65歳以上の元気な一人暮らしの高齢者の方が安心して毎日の生活を送るため、また、離れて暮らす家族の安心を保つためにも、三つ目の転倒や急変時の救援を目的としたセンサー等によって高齢者の異変を検知し、緊急通報するサービスの必要性がますます増しているのではないかと思います。

センサー等の異変を検知するための仕組みには、センサーマット、人感センサー、ドア開閉センサー、家電連動型センサーなどがあります。通知先は家族に設定することもできますし、警備会社の提供サービスを利用すれば警備会社にも通知がされます。高齢者が自分の意思で通報ボタンを押したり電話をかけたりする、そういう必要がないために、迷惑をかけたくないと自分から通報することを遠慮をしてしまう方や、急に倒れて連絡がつかなくなってしまうといった事態にも対応が可能となってまいります。

斑鳩町として、一人暮らし高齢者、高齢者世帯の見守りのため、ご家族や対象者が希望し申請することで、センサー設置のための初期費用の購入にかかる費用の上限を決めるなどして支援をすることはできないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守りのためのサービスの充実についてのご質問でございます。

現在、本町におきましては一人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り事業として、先ほどもご答弁をさせていただきました愛の訪問サービス事業、配食サービス事業、緊急通報装置設置事業などの事業を実施をしているところでございます。

愛の訪問サービス事業や配食サービス事業につきましては、手渡しにて乳酸菌飲料やお弁当を渡すことにより見守りを行います。また、緊急通報装置設置事業では、緊急時にペンダント型のボタンを押すことにより警備会社や消防に連絡を送り、警備会社側等から安否の確認のための連絡も行っているところでございますので、一人暮らし高齢者や高齢世帯におきまして見守りの必要性を感じられましたら、まずは地域包括支援センターにご相談をいただき、既存のサービスをご利用いただきたいと思います。

そうした中で、ただいま議員からご提案をいただきましたサービスにつきましては、既存サービス以上の必要性等も鑑みながら、今後、調査研究等をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。一人暮らしの高齢者、高齢者世帯が抱える様々な問題に対応するため、斑鳩町としても様々な支援やサービスを行っていただいております。

今回、冒頭で述べさせていただいた一人暮らしの高齢者の方が無事に発見されたのも、地域の方が何かおかしいなと感じてくださり、自分に何かあったらかけてほしいと普段から聞いていた親族の電話番号に電話をし、現場に駆けつけた親族と役場の職員の方とともに2階で発見、命を取りとめることができました。地域で高齢者を見守る体制づくりも重要性が増しております。見守りに必要性を感じたら、まずは地域包括支援センターで相談していただくことが本当に大事なことです。しかし、まだまだこの地域包括支援センターで相談するというところすらご存じの無い方がたくさんいらっしゃいます。もっともこの地域包括支援センターへのご案内、周知をお願いしたいと思います。

最後に、高齢化の進展とともに高齢者の一人暮らしや高齢世帯がますます増加をしてまいります。高齢になっても住み慣れたまち斑鳩町で安心して暮らせるように、見守り支援体制を充実させていただけますようお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初は、学校施設におけるトイレ環境の整備ということについてですが、これまでに何度か質問をさせていただきましたが、学校施設のトイレ環境の改善については、現在進行形で子どもたち、保護者また子どもたちの祖父母の方からも改善の要望のお話をお伺いしております。

斑鳩町もこれまで洋式化を進めてこられ、前回、一般質問をさせていただいたときには、今後、80%の洋式化を進められるということでお伺いをしておりました。

そこで、ひとつ目の質問としてお伺いをいたします。

今年度の洋式化計画について、具体的な計画を教えてください。また、学校施設は避難所にもなる施設でありますので、避難所として開設された場合に、多く使用するであろうトイレの整備についても併せて教えてください。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） おはようございます。ただいまご質問いただきました学校施設における洋式化等々のトイレ環境の整備について、お答えをさせていただきます。

学校施設のトイレ洋式の改修につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として令和3年度に指定避難所である町立小・中学校及び幼稚園のトイレ改修の実施に向けて手続を進めてまいりました。このような中、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため資材等の確保が難しく、年度内に完了することが困難となりましたことから、令和4年度に予算を繰り越しをさせていただいたところでございます。

この指定避難所対策分に加えまして、令和3年9月の一般質問で、ただいま議員のほうからご指摘をいただきました、お答えをさせていただいております。令和6年度にかけて洋式化率を約80%とする整備計画がございます。こちらのほうを前倒しをいたしまして、令和4年度で完了することとし、今年度の当初予算に計上をいたしまして既にそれぞれの入札手続を行っております。現在、施工業者が決定をしたところでございまして、工事の実施に向けて準備を進めております。

これら繰り越し分と現年分を合わせました本年度の事業内容でございます。

まず、斑鳩小学校では校舎内に和式トイレが33か所、洋式トイレが36か所、合計69か所あり、今年度で洋式トイレは54か所、洋式化率78.3%としてまいります。斑鳩西小学校では、校舎内に和式トイレが30か所、洋式トイレが35か所、合計65か所あり、今年度で洋式トイレを57か所、洋式化率87.7%としてまいります。また、斑鳩東小学校では校舎内に和式トイレが35か所、洋式トイレが39か所、合計74か所ありまして、今年度で洋式トイレを63か所、洋式化率85.1%とする予定としております。続きまして、中学校であります。斑鳩中学校では校舎内に和式トイレが35か所、洋式トイレが39か所、合計74か所あり、今年度で洋式トイレを64か所、洋式化率86.5%としてまいります。斑鳩南中学校でございます。校舎内に和式トイレが26か所、洋式トイレが27か所、合計53か所ございまして、今年度で洋式トイレを43か所、洋式化率81.1%としてまいります。

また、指定避難所対策として、災害等で町立小・中学校及び幼稚園が避難所として開設をいたしました場合、避難された住民の方々には体育館及び近接校舎1階のトイレをご使用いただくということを想定をしております。このことから、今年度において各学校体育館及び一部校舎内のトイレにつきまして、ただいまご答弁させていただきました洋式化に加えましてウォシュレットを整備いたしまして、指定避難所における新型コロ

ナウイルス感染対策を進めてまいります。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 令和6年度までの計画を前倒しし、今年度、洋式化率80%にされるということで、本当にありがたいなと思っています。また、指定避難所対策としてのトイレの整備も進めていかれるということを確認させていただきました。ありがとうございます。そして、私が前回に要望いたしましたトイレの床を今現在の水を流して清掃する湿式清掃の床から、拭き掃除ができる乾式の床に換えてはどうかということでございますけれども、これをぜひ推進してほしいと思っております。

以前にも申しました、洋式化するだけではなく乾式の床にすると衛生的ですしトイレ空間の全体的なイメージアップにもつながり、より快適なトイレ空間になると思いますが、こちらについてのお考えをお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、学校施設におけるトイレの乾式清掃床の推進についてということのご質問でございます。

学校施設のトイレ床面の乾式化につきましては、学校では日々の清掃回数が限られていること、また、便器外への排泄あるいは嘔吐の際に水で流せるといった利点がありますことから、当町では現在まで湿式での運用をしてまいりました。

一方、ただいま議員もおっしゃっていただいております床の乾式化につきましては、床を乾いたまま清掃できることで床の菌の繁殖を抑え衛生面の向上が図られる等々言われておりまして、指定避難所対策として今年度、一部のトイレをモデルケースとして乾式化する計画をしているところでございます。このモデルケースによりまして、湿式の利点、すなわち乾式の課題に対してどのように対応していくか、また、整備コストや、将来必要となるメンテナンス費用等の維持管理費用等の検証、先進事例の情報収集に努めるなど、子どもたちがより利用しやすいトイレの整備につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） まずはモデル的に導入していただくということで、ありがとうございます。また、コスト面の検討や先進事例などの情報収集もしていただけるということで、こちらもよろしく願いいたします。

私も、ほかの市町村の学校のトイレを改修し、床を乾式化されているというところに少しお話を聞きました。先ほどおっしゃっていただいた湿式の利点である便器外排泄や

嘔吐の際に水で流せるということですが、ある市町村では、湿式の床は排水溝にそういった汚物を流してしまうため、菌の繁殖や排水管からにおいが上がり、それがトイレが臭くなる原因のひとつになっており、衛生的に問題があるということで乾式の床を採用したということでした。また、嘔吐などの処理については、トイレに限らず教室や廊下でもふき取り、水拭き、消毒ということが基本ということでしたので、トイレでも同じ作業をするべきであるということでした。お話を聞いていますと、現在では湿式の床の利点はあまりあるように思えなく、やはり床を乾式することが菌の繁殖を抑え、衛生面についても、またトイレ全体のイメージ的にも各段によくなるというふうに考えております。1日の大半を過ごす学校生活の中で健康的に過ごせるかどうかの大切なことでもありますので、ぜひとも乾式化への予算を取っていただき、モデルケースだけで終わらないようにどうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、二つ目の質問に移らせていただきます。

続いては、町税の適正課税についての質問です。

県と市町村と連携した共同徴収体制などにより徴収強化に努められ、令和2年度においても斑鳩町の徴収率は97.9%と、全国平均、令和元年度ですが97.7%を超えられています。税収は歳入の根幹ですので、今後も一層、徴収率向上のとりくみが必要であると思います。また、適正課税のとりくみも重要であると考えます。

斑鳩町の税収全体の40%を占めるのが固定資産税ですが、この税は土地家屋以外にも事業用の設備などの償却資産も課税の対象となります。この償却資産への課税は、所有者の申告によってなされることになっており、市町村によって適正課税のとりくみに温度差があるといわれております。償却資産は飲食店の冷蔵庫、駐車場の舗装、パソコン、コピー機など様々なものが該当しますが、土地や家屋と異なり登記制度が存在せず認知度も低いことから、課税漏れも多くあるようです。

奈良県においては、平成28年から税の公平性確保に向けて償却資産への課税強化に意欲的な生駒市など6市が連携しとりくみを進められております。

先日の読売新聞記事でも、安定性のある自主財源をいかに確保するかという課題を背景に、直接、自治体の収入になる償却資産が注目されている、とありました。年間の町税収入が約21億円の河合町では、償却資産への課税を強化した結果、2020年度の増収額が5,400万円に達したそうです。町内には事業者が約800ありますけれども、19年度に償却資産を申告したのは300件足らずで、半分以上の事業者が課税の前段階である申告さえしていなかったとのことでした。

そこで、斑鳩町の状況について、少し細かくお伺いをいたします。町に対して、償却資産に係る固定資産税の過去3年の課税状況、また、土地、建物への課税を含めた固定資産税の課税額全体に占める償却資産の割合についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 償却資産に係る固定資産税の過去3年の課税状況と固定資産税の課税額全体に占める償却資産の割合、構成比についてのご質問でございます。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、機械設備等の一定の資産のことをいい土地家屋と同じように固定資産が課税されるものでございます。本町に対して申告がなされた償却資産の課税状況につきましては、令和4年度当初課税時点の調定額といたしまして1億2,394万5,400円、令和3年度以前では、令和3年度で1億2,083万7,900円、令和2年度で1億3,116万1,800円となっております。また、固定資産税の課税額全体に占める償却資産の割合ですが、令和4年度で10.2%となっているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。償却資産は申告制となっておりますが、償却資産の申告数、また、そのうち免税点未満、これは課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されないというものですが、こちらの件数はどうなっているのか。

また、斑鳩町内での業者数は一体どれほどの数があるのか、最新の経済センサス活動調査に基づく町内の事業者数はいくらか教えてください。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 償却資産の申告件数等について、そして経済センサス活動調査に基づく事業者数についてのご質問でございます。

償却資産の申告件数は令和4年度課税時点で734件となっており、そのうち法定免税点未満、課税標準額150万円未満の件数につきましては525件となっております。なお、ご質問の直近の経済センサス活動調査でございますが、これは令和3年の速報値となりますが、民営事業者数は770件となっているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ということは、経済センサス活動調査では町内の民営の事業者はおおむね770件、そして実際に申告件数としては734件ということで、大きくそこまでの乖離はないのかなというふうに感じております。地方税制により償却資産の所有者は資産を申告しなければならないということですが、そもそも行政側からす

ると、申告のない事業者を行政側から把握することは難しいという問題点もあるようですが、この結果からかなりの割合で、先ほど申しましたように申告していただいている状況なのかなというふうに感じております。

先ほど申しました地方税法第408条に基づき、毎年1回は斑鳩町として実地調査をしなければいけないというふうにありますけれども、斑鳩町ではどのようにとりにくまれているのか教えてください。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 地方税法第408条に基づく実地調査と現状のとりにくみについてのご質問でございます。

地方税法第408条におきましては、市町村長は、固定資産評価員または固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を、毎年少なくとも1回、実地に調査させなければならない、と規定されており、この規定に基づき固定資産の評価に当たっては、農地が宅地化される場合など現況の変化があったかを確認するための調査を行う必要がございます。本町では毎年、町内の巡回調査を行いますとともに、3年ごとに航空写真を撮影し、前回、撮影した航空写真と比較することで家屋の新築、増築等の状況や土地の利用状況の変化を把握し、効率的に実地調査を行っているところでございます。

また、償却資産につきましては、申告をされていない事業所の洗い出し調査などについて業種等をしぼって実施するとともに、町が把握している全ての事業所に対し申告の必要性や書き方等を記載した文書を送付し、申告の勧奨を行っているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。調査を行っていないという市町村もあるということを聞いておりますけれども、斑鳩町においては調査に取り組まれているということを確認させていただきました。

最後に、今後のとりにくみについてお伺いをいたします。アパートやハイツなども含め町内には様々な償却資産を所有されている方がいらっしゃると思いますが、その中にはまだ申告されていない事業者や償却資産の申告が必要なことを知らないままの事業者もいらっしゃるというふうに考えております。そのような事業者に対し、なんらか検討されるべきと考えますが、例えばですが、業種別にわかりやすいパンフレットなどを作成するなど今後のとりにくみについてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今後のとりくみにつきましてのご質問でございます。

税の公平性や安定した税収の確保のためには、償却資産の未申告者への対応につきましては、町といたしましても必要であると認識しているところでございます。これまでも業種等をしぼった未申告事業者の洗い出し調査などを実施し、そのとりくみを進めているところでございます。今後のとりくみにつきましては、業種に応じた申告の手引きを作成するなど、より分かりやすく効率的な申告の勧奨を行うとともに、先進地でのとりくみも研究しながら、公平公正な課税に向け、課税客体の把握にとりくんでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 河合町が先進事例を参考にした生駒市は、タウンページの活用やSNS、ホームページから店舗を探したり工事物件を把握したりして調査を進められたようです。限られた人材の中で、また地道な作業かとは思いますが、今後も公平公正な課税に向けてとりくんでいただき、財源の確保に努めていただきたいと思います。

それでは、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

9時50分まで休憩します。

（ 午前9時30分 休憩 ）

（ 午前9時50分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず最初は、新型コロナウイルス感染予防対策についてです。

現在、少し落ちつきを見せていますが、コロナの感染拡大は続いています。私たちがコロナ禍を経験し2年以上が経ちましたが、いまだに治療薬はできておらず、引き続き、感染防止対策に努めなければならないという状況は変わっていません。

こうした中、最近になり政府がマスクの着脱について一定の見解を示しました。また、それがマスコミ等にも取り上げられていますが、ニュースを見る限りでは人によって受け止め方も違い、コロナを取り巻く現在の状況下でどのように判断をしたらよいのか混

乱があるのではないかと考えます。また、コロナ感染が始まった当初は、感染者や濃厚接触者への対応もかなり厳しくしていましたが、それも徐々に緩和されてきている中で、現在の基準がどうなっているのか、また、これらに関して住民への情報発信について町はどのように考えているのか確認をさせていただきたいと思い、質問に挙げさせていただきました。それでは順にお尋ねしていきたいと思います。

まず1点目のマスクの着脱に対する町の見解と町民への周知について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、マスクの着用は極めて重要であります。これからの季節、気温が高くなりマスクの着用により熱中症のリスクが高くなるなどが懸念されているところです。こうしたことから、令和4年5月20日付で厚生労働省はマスク着用の考え方を示したところです。

基本的な感染対策として、マスク着用の位置づけの変更はないものの、具体的には人との距離が十分に確保できていなくても会話をほとんど行わない屋外の場合、例えば、徒歩での通勤などではマスク着用の必要はないとし、また、会話をほとんど行わない屋内の場合、例えば、通勤電車の中ではマスクの着用を推奨するなどといった考え方となっております。町といたしましても、国の基準に基づき換気や手指消毒、マスク着用を含めた基本的な対策を取りながら、引き続き、感染対策にとりくんでまいりたいと考えております。また、基本的な感染対策となりますマスクの着用につきましては、町民の皆様が混乱することなく安心して生活が送れるよう、6月15日号広報お知らせ版にリーフレットの折込みをするとともに、町ホームページへの掲載等におきましてもマスクの着用について周知啓発してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 6月15日のお知らせ版にきちっとそういう形で町から発信していただけるということなので、お願いをしておきたいと思いますが、基準はそのように示されましたけど、対応される個人個人の最終的には判断になろうかと思いますが、いろいろな方がいらっしゃると思いますけども、それがやはり他の人にも理解されるような形で、あの人マスクしてないからどうやとかそういうことにならないような啓発もあわせてお願いしておきたいと思います。そうしましたら2点目に移ります。

2点目のマスクの着脱に関する、次は教育委員会の見解と、子どもたちへの対応についてはどのようにされるのか、こちら聞いておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校等におけますマスク着用に関するご質問でございます。

学校等におけるマスク着用に関するとりくみに関しましては、先ほどの答弁にもありました、厚生労働省が示したマスク着用の考え方等を受けまして、令和4年5月24日付で文部科学省のほうより、学校生活における児童生徒等のマスク着用について通知があったところでございます。当町では、以前から登下校時、体育の授業や部活動、また体調がすぐれないときなどはマスクを外すよう学校から児童生徒に対し指導を行ってきたところでございますが、今回の通知等におきましてマスクを外すことを容認する要件の場合のほか、熱中症対策を優先することが示されております。これらの内容を十分に確認をしながら、町立小・中学校及び幼稚園に対しまして令和4年5月31日付で園児、児童生徒に対するマスクの着用に関する取扱いに関して指導を行ったところでございます。併せまして町立小・中学校及び幼稚園の保護者に対しまして、その内容をお知らせをいたしますとともに、町ホームページへの掲載もさせていただいたところでございます。今後、気温が上昇する時期となりますため、園児、児童生徒の健康や成長を妨げることがないように園児、児童生徒の活用に留意をいたしながら、新型コロナウイルス感染対策、熱中症対策においても状況に応じて適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。今、次長がおっしゃっていただいたように既に5月31日付で小・中学校はプリントで基準について示していただいております。

今、次長がおっしゃいましたけど、やはり子どもたちはなかなか自分で判断するというのも難しいでしょうから、その時々の様子をしっかりと注意して見ていただいて、先生方のほうで適切に指導していただきたいなというふうに思います。

それと、保護者の皆さんにはこういう基準をお示ししたわけですが、その後、その保護者の方から問い合わせ等というのはないのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） その後の保護者からの問い合わせということで確認をさせていただいております。まず、小学校の保護者の方から、熱中症対策というようなところで夏場というのはいつからいつまでを指すんですかというようなお問い合わせがございました。いつからいつまでと、何月から何月までということではなく、登下校時のマスクの着用等々、いわゆる気温が高いときの熱中症対策、こちらに重点を置かせていただ

きますということでご理解はいただいております。また、幼稚園の保護者の方からは、実際に、今現在、園児はいつマスクをしているのかというようなことで確認の問い合わせがありました。こちらに関しましても、基本的には屋外ではマスクを外していること、また、エアコンを使用中の室内の場合にはマスクを着用しているというような旨、現状をご説明をさせていただいて、それぞれご了解をいただいております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） こちらも先ほど申しあげましたように、最終的には保護者なり子どもたち、子どもたちは難しいかもしれませんが、が判断されることですが、こうした基準に対して保護者との間でトラブルになることはないと思うんですけども、そうした点についても注意して進めていっていただきたいと思いますのでお願いをしておきます。

次に三つ目なんですけども、こちらは奈良県内における感染者や濃厚接触者等の隔離体制の実態と、必要待機日数等の判断や対応についてということでお尋ねしたいんですけども、できれば町内の実態と置いていたんですけども、コロナについては直接的に県の対応になるということで、なかなか町として独自に動けることが少ないというふうに思いますので、県内の状況と基準についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 奈良県はこれまで新型コロナウイルス感染症の症状がなくても高齢者や基礎疾患のある方は重症化リスクが高いと判断して入院していただき、経過観察をすることとなっておりますが、即時の治療の必要がなく、また自宅等での経口治療薬や抗ウイルス薬、中和抗体等の投与によって重症化を防げる方は自宅等で療養する方針に変更されております。

現在は、奈良県独自の療養先トリアージ基準を定め、新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された場合、診断した病院や検査センターなどから保健所に発生届があり、その内容をもとに保健所の医師や保健師が悪性腫瘍や高血圧、糖尿病や妊娠、免疫不全などの重症化リスクが高いとされる方を最優先に、病院または療養施設等を決定されているところです。また、重症化リスクの低い方は自宅療養となり、発生届を受理した翌日にパルスオキシメーターと新型コロナ自宅療養者等に対する往診、電話を用いた診療、オンライン診療システムを用いた診療に係る医療機関リストが自宅に送付されます。症状の有無に関わらず自分でパルスオキシメーターを使用して健康状態を確認し、息苦しさ等の症状があれば、かかりつけ医か保健所から提供を受けた医療機関に相談すること

となっております。

また、病院と連絡がつかない場合は、看護師等が対応する専用の24時間相談窓口へ連絡していただく体制となっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、次長のほうで県の対応、基準等について答弁いただきましたけども、今ちょっと落ちついてきてるので、医療体制なんかも大丈夫かなというふうに思うんですけども。ピーク的时候には大阪や東京なんかでは医療崩壊が起こるといふようなことが実際にありましたけども、奈良県は大丈夫なのかという点が非常に心配やったんですけど、そのへんは町として県に問い合わせ等するなどして、県の実態というのはわかるものでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 令和4年4月20日の奈良県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料によりますと、感染者数が爆発的に増加した令和3年12月27日から令和4年3月31日の間に入院が必要と判断された方は2,213人おられました。そのうち新規感染者数が最も多かった令和4年2月14日から2月20日の間での入院病床数の占有率は約70%、宿泊療養等の優先率は約30%を占めている状況でした。こういったことから県におきましては、奈良県独自の療養先トリアージ基準を定め、即時の治療の必要がない方を自宅療養としたことにより、入院病床を増やすとともに、新たに妊婦や透析を必要とされる方の対応可能な医療機関の確保や、病床数の増加を行うなど、今後の感染拡大に備えて引き続き、入院医療体制の充実に努めていると聞いております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 実際のところがどうやったのかというのもなかなか県のほうも町に教えてくれないのかなと。ただ、今後、充実はしていきますということで、今、答弁をいただきましたけど、やはり心配するのはそのへん。ピークになったときに保健所なり医療機関が対応できなくなるということですので、その点につきましては町のほうも今回、以前にも検査センターを郡内に設置していただくということもありましたけど、医師会と協力していただいて、町としてできることを、住民の命と健康を守るためにとりくみをしていただきたいなど。ピークになると医療崩壊が起こるものだというふうに想定してですね、県のほうでも進めて当然いただきますけど、町としてもできることをやはりやっていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどお示しいただいた基準ですね、これは町民の皆さんが知ろうと思ったらどういうふうにするればいいのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） このような基準につきましては、今、奈良県のホームページには掲載されているところでございます。

町におきましても、ご相談をお受けした場合にはこういったホームページの案内をさせていただく場合もありますけれども、またこういった情報につきまして町のホームページのほうにも掲載して周知していきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。やはり町民の皆さんは困ったら保健センターに問い合わせ等してきはると思いますので、町のほうでもできる限り対応いただけるようお願いをしておきます。そうしましたら、以上でこの質問は終わります。

次に2点目の質問ですが、2点目は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度ということで挙げさせていただいております。

パートナーシップ制度については、以前から質問をさせていただいていますが、地方自治体が戸籍上、同性であるカップルまたは様々な事情により婚姻をすることができない事実婚のカップル、あるいは婚姻という形を選ばないカップルに対して、2人のパートナーシップが婚姻と同等であると証明する制度です。この制度は、法律で定められたものではなく自治体が条例や要綱で定める制度であり法的拘束力はありませんし、その自治体のみで効力を発揮する地域限定のものです。同性パートナーなどは婚姻関係にある夫婦と同様に生活を共にしていても、入院先の病院での面会ができなかったり手術の同意や説明、意思決定などができない。住宅ローンや賃貸住宅などを利用できないなどの不利益を被っています。それを地方自治体が、婚姻と同等であると認めることにより、公営住宅への入居や病院で家族としての扱いを受けられたりと法律婚に近い権利や待遇を受けられるようになります。近年、LGBTなどセクシュアルマイノリティの方々に対する理解が広がり、この制度を導入する自治体が年々大きく広がっています。

前回、質問した際には、パートナーシップ制度を導入している自治体は2021年4月26日の段階で104自治体でしたが、その後、インターネットで調べたところ2022年2月1日時点が載っていましたが、全国で149の自治体が制度を導入していました。このとりくみは、実施自治体によって様々な知見が今、積み重ねられておりまして、よりよい制度の導入が模索されています。そうした中で新たに出てきたのが、ファ

ミリーシップ制度です。例えば、子どものいる同棲カップルというのは子どもにまつわる手続きをしたいと思ったときに、戸籍上の実の親でないと手続きができなかったり、保育面で子どもが熱を出したときなどに迎えに行きたくても、血のつながった親族でないと緊急連絡先に入れられないなど様々な問題があります。そんなときにファミリーシップ制度では、パートナー間の関係だけでなく子も含めた関係を行政に登録できます。このように全国の自治体でとりくみが広がり、その経験を通じてよりよい制度へと進化、発展しているという状況です。

前回、質問した際に、町は、こうした制度の必要性は認めながらも、国の動向を見守りながら性的マイノリティへの理解を深めるための周知啓発や研修を行っていくとの答弁にとどまりました。私は、性的マイノリティの方々への理解を深め広げるためには、まず、公である町が理解を示し制度を導入すべきだというふうに考えますが、町の見解をお示しいただきたいと思います。

なお、通告では質問は①②と分けて書きましたが、答弁は一括でしていただいて結構ですのでよろしくお願いします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 以前の一般質問におきましてもお答えをさせていただきましたとおり、パートナーシップ制度は性的マイノリティの方がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、市町村長が認証する制度で、ただいま議員が数をご紹介をいただきましたが、令和4年6月1日現在の導入数では県での導入が8、市区町村では205となっているところでございます。また、近年、パートナーだけでなく同居する子どもを家族として認めるファミリーシップ制度の導入も進んでおり、現在23の市区町村が導入をしているところでございます。議員もご紹介をいただきましたように、導入されている自治体では、パートナーシップ宣誓、ファミリーシップ宣誓をされることによりまして、公営住宅への入居、病院での家族としての扱い、子どもの保育園の入所等を受けることができます。

また、住宅ローンなどの一部民間サービスでの適用もあると聞いているところでございます。

しかしながら、国が定めた法律ではないため、婚姻制度とは異なりパートナー同士の関係を法的に保護するものではなく、相続などの法律上の効果はございません。また、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の効力は原則、当該自治体のみの地域限定となっており十分とは言えないため、やはり本来は国が法整備を進めていくべきものであ

ると考えているところでございます。

こういう状況の中、本町におきましては、質問者のほか他の議員からも制度導入のご要望もいただいているところでございます。本町といたしましては、性の多様性について、あらゆる人が自分らしく生きることのできる社会を実現していくことが大切であると認識をしております。性的マイノリティについて十分、周囲の理解を得ることが重要だと考えております。そういったことから、今年度におきまして「性と生を考える」というテーマで12月に人権講演会、人権セミナーを行うこととしているところでございます。また、各種団体に対しまして冊子などを活用しながら研修会の開催を呼びかけるなどし、性的マイノリティについて理解を深めるとりくみを行っていきながら、併せましてパートナーシップ制度につきましても、導入に向けて前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） はい、わかりました。前回と違って非常に前向きな答弁をいただきましたので、これ以上言いませんけども、おっしゃるように国の法整備というのがやはりきちとなされるべきだというふうに思っています。ただ、国会等の動きを見てましても、与党の自民党のほうでなかなかそれが進まないということもありまして、そうした中で全国的に自治体がとりくんでいって、実地している中でさらに発展していくというのが法整備のときにもきっちり反映できるというふうに思いますので、ぜひ、斑鳩町としても早期に導入いただいて、実践をもって法整備につなげていくというつもりでお願いをしたいというふうに思います。それではこの質問は以上で終わります。

それでは次の質問ですけども、3点目は、町営住宅の家賃について、お尋ねします。

先日、新聞を見ていましたら、新型コロナ支援の給付金、協力金などが収入に算定をされ、公営住宅の家賃が上がり問題になっている、という記事がありました。

国や都道府県がコロナ支援策として行っている給付金、協力金などが収入に加算され、公営住宅の家賃が上がるという問題について、政府が4月22日に、所得金額の認定に当たって公営住宅の事業主体が給付金等を除外することが可能とするという見解を示したというものです。これは我が党の山添拓参議院議員が4月12日に提出した公営住宅入居者の家賃決定における収入算定に関する質問主意書に対して、政府が答弁書で明らかにしたものです。具体的なものとしては、東京都の協力金を受給した都営住宅の入居者から、家賃が2倍になったとの声が上がっているとのことで、東京都営住宅条例では、認定された収入が2年連続して基準を超えると高額所得者とみなされ、入居者は住宅を

明け渡すように努めなければならないというふうに定められておりまして、協力金などによって今年も収入額の基準を超えればどうなるのかと不安の声が寄せられているとのことでした。このような入居者からの不安や懸念の声をもとに政府の対応を求めた結果、政府からの答弁書では、給付金などが収入に含まれて、前年度の収入を上回ることによって前年度の家賃を上回るということはあるというふうに認識を示した上で、入居者が受給した給付金などを家賃決定の算定外となる一時的な収入として取り扱うことは事業主、いわゆるその自治体の判断で可能であるとの見解が示されています。このことを踏まえ、直接、町民の方から声を聞いているわけではありませんが、斑鳩町でも同様のことが起こっている、もしくは今後、起こるのではないかと考えて質問に挙げさせていただきました。

それでは、この件に関する当町の実態と町の見解についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町営住宅の家賃算定に係る新型コロナ支援の給付金、協力金の取扱いについてのご質問でございます。

初めに、現在、本町における新型コロナ支援の給付金、協力金等による状況でございますが、給付金、協力金等により収入が増え住宅家賃が上がる入居者はおられません。また、入居者より本件に関する相談もございません。

次に、町営住宅の家賃の算定につきましては、公営住宅法に準じた斑鳩町町営住宅条例により、毎年度、入居者からの収入の申告に基づきまして家賃を決定いたしております。その申告された収入額の確認につきましては、所得証明書により確認させていただいております。一方、新型コロナ支援の給付金、協力金につきましては、その目的、種類により課税、非課税が異なっております。そのうち課税対象となる給付金等は、所得証明書の総所得金額に計上されますので、収入として取り扱うこととなります。なお、持続化給付金は課税対象となりますので収入となっておりますが、申告により事業所得、一時所得、雑所得に区分され、公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例によりまして、一時所得、雑所得等の一時的な収入、概ね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの、は除くと規定されておりますので、その取扱いに準じて事務を進めてまいりたいと考えております。

今後においても、国、県及び県下市町村の動向を踏まえて、その取り扱いを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、持続化給付金については、一時収入として取り扱うという答弁でよろしいでしょうか。それもまだ今後の話だということでしょうか。いろいろな種類がありますが、それはどういうものが収入認定されて、されないのかというのも調査研究は今後、必要かと思いますが、今の部長の答弁を聞いていると、持続化給付金については一時収入、所得として取り扱うよということ、だから収入算定からは外すというふうに、私は聞こえたんですけど、そういうわけではないんですか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 持続化給付金につきましては課税対象となり、事業所得の営業等ですね、事業所得または一時所得、雑所得に本人の申告によりまして種別が変わってまいります。そうした中、課税所得証明書が提出されますので、そこに一時所得、雑所得に区分された場合は控除するというふうに取り扱ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それは申告者の方がそう申告すればそういう扱いをするということですが、それ、申告者の方というのはそういうのは持続化給付金がそれに当てはまるとかそういう理解をするのに難しいのかなと思いますけど、今、実態として家賃が上がっているということはないというふうにおっしゃいましたので、そもそも町営住宅に入居されている方で、持続化給付金等を受け取っておられる方がおられるのかどうかもちょっとわからないですけど、そのへんも含めましてまた調査していただいて、担当常任委員会のほうで議論していきたいというふうに思いますので、また実態も含めて後日、報告いただければと思いますのでお願いをしておきます。

申告者のその内容によるということですが、やはりコロナの中で受けている給付金につきましては、やはり経営が大変だということや暮らしが大変だということの中で受けているものでして、毎年、コロナ以前だったらあった収入との差額を毎年もらえるというんやったら話は別ですけど、そんな何回ももらえるものでもないですし、きちっとやはり生活なり生業を継続していただくためには、私は町としてはやはり収入算定をせずに町民の皆さんの支援という形で対応いただきたいなというふうに思いますが、それも含めて今後、議論していきたいと思いますので、これもお願いをしておきます。

それでは、この質問についてもこのへんで終わっておきます。

次に4点目ですね、4点目は、夜間や休日など閉庁時の対応について、お尋ねしたいと思います。先日、町民の方と話をしていた際に、近年、斑鳩町でも豪雨による河川の

洪水や南海トラフ地震といった直接的に被害が想定される災害や、また、児童虐待など、町内でも確認されているような問題で、町民からSOSが寄せられるなど、そんなに頻繁にはないというかあっては困るんですけども、対応が求められるものについて、町ではどんな対応をしているのかと聞かれることがありました。

通常、平日の開庁時には電話があったり、窓口に来られた場合など、当町の職員であれば適切に対応いただいているかというふうに思いますが、夜間や休日など閉庁時ですね、特に緊急に対応が求められるような場合について、町としてどんな体制をとっておられてどのように対応をされているのか、この際、確認をさせていただきたいと思って質問に挙げさせていただきました。

では、まず1点目の災害や住民からのSOSなど夜間や休日でも対応が求められる業務にはどのようなものがあり、現在、町としてどのように対応されているのかお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 夜間や休日など役場の閉庁時においても遅滞なく対応する必要がある業務の代表的なものとしたしましては、地震、風水害や火災等の発生時における災害対応業務が挙げられます。こうした災害につきましては、それぞれの災害の種類に応じて初動対応を定めているところでございます。

初めに、地震におきましては地域防災計画に基づき震度に応じて3段階の動員体制を定めております。また風水害につきましては、台風の接近や河川の水位の状況に基づき5段階の動員体制を定めるほか、突発的なゲリラ豪雨の発生時にも対応できるよう降雨量に基づく初動体制を定めているところでございます。さらに、火災におきましては、建物火災やその他雑草火災など火災の種類に応じて動員体制を定めております。

こうした災害に対する職員への参集連絡につきましては、雨量や河川の水位状況の関係職員への通知に基づき、全職員に対する防災情報メールシステムによるメールの一斉送信や、火災におきましては奈良県広域消防組合からの自動音声電話やメールシステムを活用しているところであり、これらの通知を受け、対象職員が閉庁時におきましても直ちに参集できる体制をとっているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、主に災害について、その対応等について答弁いただきましたけど、想定される災害については、防災計画等もきちっと計画を立てて対応もマニュアル化をされているし、組織体制も確立をされているというふうに思うんですけども、

それ以外の部分で、対応が必要な業務についてはどんな体制をとっていたりですとか、どのような対応をされているのか、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害対応時以外における夜間や休日など、役場の閉庁時における緊急連絡につきましての対応でございます。

役場閉庁時におきましては、役場本庁舎に業者委託による宿直や日直を配置しており、夜間や休日等における住民からの電話連絡に対応しているところでございます。

こうした中、宿直や日直が住民の方などからの連絡内容をお聞かせいただく中で、道路の陥没や水道管の破裂、子どもや高齢者への虐待に関する通報など緊急性が高いと判断されるものにつきましては、すぐに担当職員に連絡をし、連絡を受けた職員がその事案に合わせた対応を行っているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 宿直の方に連絡がいくということですが、今、部長のほうで、緊急性が高いものについては職員に連絡がたって、対応されているということですが、その緊急性が高いかどうかという判断をされるのが、その宿直の方ということになりますけど、そこについてはどうなのかなと。その方が低いと判断してしまったことが、実はそうではなかったということになりかねないかなと思うんですが、そこはどんなふう考えてはるんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 質問者もおっしゃいますように、その部分が一番重要なのかなというふうに考えているところでございまして、日直、宿直者に対しましては、その辺りのところを事案ごとにそれぞれ説明をさせていただきまして、緊急性の高いと思われるものには直ちに担当のほうに連絡するよう指導しているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） だいたい事象ごとに分けて、こういうケースはこういう対応をしてほしいということで、きちっとしていただいているというふうに認識をしたいと思います。特にそういった場合、管理職の皆さんに負担がいくのかなというふうに思いますけども、休日、夜間も住民からの要請に対して全て答えられるわけではないでしょうけども、きちっと閉庁時でもそうした体制というか対応をしていただくということで、町としても認識を持っておられるというふうに確認をさせていただきたいと思いますので、今後もやはり住民のSOSに対しては町としてできる限り対応していただきたいと

いうふうに思いますので、お願いをしておきます。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れ様でした。

（午前10時28分 延会）